

議案第24号

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 大田原市附属機関設置条例(平成25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大田原市予防接種健康被害調査委員会の項の次に次のように加える。

大田原市育成医療支給認定審査会	育成医療支給認定審査に関する事務
大田原市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会	成年後見制度利用促進基本計画策定に関する事務

(大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表育成医療審査会委員の項中「育成医療審査会」を「育成医療支給認定審査会」に改める。

別表認知症地域支援・ケア向上事業嘱託医の項の次に次のように加える。

成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員	日額 6,400円
-----------------------	-----------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。